

# 「外貨を稼ぐ水俣」推進事業(稼げる農業推進事業)のうち 新規農産物チャレンジ事業のご案内

水俣市の新たな特産品となる農産物の栽培を始める農業者グループ等を支援します。

## 事業内容

水俣市で新たな特産品となる新規農産物の栽培を始める農業者グループ等に対し、新規農産物の導入に必要な経費を1/2以内で補助します。

(補助率) **1/2以内(上限額100万円)**

(対象経費)

- ・種苗代、肥料代、資材代(ハウス建設のための資材含む)等
- ・簡易ほ場整備又は耕作放棄地解消のための機械リース料
- ・省力機械の導入に係る経費
- ・スマート農業機械やロボット技術の導入に係る経費 など

## 対象品目

トウモロコシ、ジャガイモ、ソラマメ、ニンニク

その他野菜・果樹など

※ただし、**タマネギ、茶(紅茶含む)、不知火、甘夏**については、支援の対象外になります。(詳しくはご相談ください)

## 対象者

事業の対象者は、次のいずれかの者になります。

(1) 水俣市内に住所がある以下のいずれかの人達を中心とした

**3戸以上の農業者グループ**

①認定農業者又は認定新規就農者

②地域計画又は人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者

(2) 農業法人(1戸1法人を除く)

※地域計画及び人・農地プランの中心経営体については、農林水産課にご確認ください。

(3) 農業協同組合

※(1)、(2)については、市税の滞納をしていないこと

## 申請方法

下記の申請書類を農林水産課に提出してください。

補助金交付申請書、収支予算書、事業実施計画書、見積書、ほ場位置図、カタログ（機械等を購入する場合）、市税の滞納ない証明書（構成員全員分）、構成員の本人確認証の写し（マイナンバーカード、免許証等）、組織規約

※補助金交付申請書、収支予算書、実施計画書については、水俣市ホームページでダウンロードできます。また、農林水産課窓口でも配布します。

※市税の滞納のない証明書については、水俣市税務課にて発行します。

※その他必要な書類がありましたら、申請時に個別に相談いたします。

## 留意点

（成果目標）

本事業では、成果目標を設定しています。

以下のいずれかの成果目標を選択し、事業実施年度から3カ年以内に目標を達成する必要があります。

- ① 目標年度まで（3カ年以内）に**新規農産物を栽培面積が30a以上**になるよう栽培すること。
- ② 目標年度まで（3カ年以内）に**新規農産物の販売額が150万円以上**になるよう販売すること。

※事業実施年度から3カ年は、毎年成果目標の達成状況調査を実施します。

（事業採択）

本事業は申請額が予算の上限に達した場合、補助金の交付申請受付を終了します。交付申請が殺到した場合、交付決定額が交付申請額よりも少なくなる可能性がありますのであらかじめご了承ください。

## 問い合わせ

水俣市役所農林水産課 農業振興室

電話：61-1634

## 事業の流れ(事業スケジュール)

